

緊急小口資金の拡充支援事業

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため、鶴岡市社会福祉協議会が行う生活支援策である「緊急小口資金」について、上限額に市単独分を上乗せし、学生等にも広く生活支援を図る。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、アルバイト収入が減少した大学生なども含め、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付「緊急小口資金」の貸付上限額10万円を超えて貸付を希望する世帯。

3 貸付上限額

1世帯10万円以内

4 据置期間

1年以内

5 償還期限

2年以内

6 貸付利子・保証人

無利子・不要

8 申請受付等

- 開始時期：5月中旬～7月末(原則3か月間)
- 担当部署：健康福祉部 福祉課 電話 25-2111 内線 131、175
鶴岡市社会福祉協議会 電話 24-0053